

発達障害者支援開発事業実施要綱

1 目的

発達障害者支援開発事業は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害及び注意欠陥多動性障害等の発達障害児（者）について、先駆的な支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を行うことで発達障害児（者）に対する有効な支援手法の確立を図ることを目的とする。

2 実施主体

(1) 発達障害者支援試行事業

この事業の実施主体は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、事業の全部又は一部について、適切な事業が実施できると認められる市町村（中核市及び特別区を含み、指定都市を除く）、社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）等（以下「団体等」という。）に委託することができるものとする。

なお、この場合において、都道府県等は、団体等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むとともに、団体等から定期的な報告を求めるものとする。

(2) 発達障害者等支援都市システム事業

この事業の実施主体は市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。）（以下「市町村」という。）とする。

なお、3の（2）の②のイの事業については、市町村は事業の全部又は一部を、適切に事業が実施できると認められる社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）等（以下「法人等」という。）に委託することができるものとする。

3 事業の内容

(1) 発達障害者支援試行事業

① 企画・推進委員会

ア 企画・推進委員会の設置

各都道府県等に医療、保健、福祉、就労及び教育等の関係部局、研究者等の発達障害児（者）に関する学識経験者、当事者団体、親の会、NPO法人、発達障害者支援センターの管理責任者並びに②で規定する発達障害者支援マネージャー等の関係者からなる企画・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の設置に当たっては、既存の発達障害に関する各委員会等（教育委員会主体のものを含む。）との密接な連携を図ること。

イ 委員会の役割

委員会は、都道府県等内のニーズや体制整備の状況等を勘案し、発達障害児（者）の実態について広く把握をした上で、③のアで例示した事業を参考にしながら発

達障害者支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）の実施計画を策定する。

また、当該モデル事業について適正かつ円滑に実施できる実施者を選定するとともに、当該モデル事業の実施者に対し実施状況等に関する報告を求め、評価、取りまとめを行い、発達障害児（者）の成長段階に応じた支援手法を開発する。

ウ モデル事業の実施者との関係

委員会は、当該モデル事業実施にあたってはその成果が十分に得られるように配慮するとともに、イに規定する発達障害者支援マネージャーを通じてモデル事業の実施者に対して適切な指導・助言を行うこと。

② 発達障害者支援マネージャー

ア 発達障害者支援マネージャーの配置

モデル事業の進行管理及び委員会とモデル事業の実施者との調整等を行うことを目的として、都道府県知事等は、委員会に看護師、保健師、社会福祉士等で、発達障害児（者）等に対する支援について相当の経験及び知識を有する者又はそれと同等と認められる者を発達障害者支援マネージャー（以下「マネージャー」という。）として1名以上専任で配置する。

イ マネージャーの役割

マネージャーは、委員会におけるモデル事業の選定、実施計画の策定、実施結果の取りまとめ及び評価について実務的な見地から提言を行うとともに、モデル事業の実施に際しては、委員会とモデル事業の実施者との連絡調整役として積極的に指導・助言及び報告を行う。

また、マネージャーは、発達障害児（者）の支援に関わる各種の病院、保健センター、障害福祉サービスを行う事業所、就労支援機関、学校等の関係機関及びその職員との連携を密にし、地域の発達障害児（者）の実情把握に努めること。

③ 発達障害者支援モデル事業

ア モデル事業の実施

発達障害児（者）の支援ニーズや成長段階に応じた一貫した支援手法を開発するため、以下のようなモデル事業を実施する。

(ア) 発達障害者の家族支援プログラムの開発モデル事業

発達障害者とその家族自身が能力を高め、問題を解決できるように支援を行い、その効果を検証することにより、家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の開発を行う。

(イ) 成人期以降における生活支援等に向けてのプログラムの開発モデル事業

発達障害者における老年期までを視野に入れた職業生活を含めた社会生活の支援（本人の能力を高めるための働きかけやカウンセリング等）を行い、その効果を検証することにより、生活支援等に向けてのプログラムの開発を行う。

(ウ) 行動障害や二次障害の早期発見・支援の手法の開発モデル事業

発達障害児（者）の行動障害や二次障害を早期に発見し、地域で安定した生活を送るための支援を行い、その効果を検証することにより、成長段階に応じた一貫した地域支援プログラムの開発を行う。

(エ) その他厚生労働省が必要と認めたもの

④ 実施状況の報告

都道府県等は、事業の実施状況について、別に定める様式により翌年度4月末日までに、厚生労働大臣あて報告を行うこと。

(2) 発達障害者等支援都市システム事業

① 趣旨

発達障害者等への支援に関して、各ライフステージに応じて保健医療、福祉、教育、労働等の様々な関係機関が連携し、発達障害者等施策を複合的かつ総合的に実施している先進的な市町村を推奨モデル都市として指定し、実践した成果をマニュアル等として取りまとめ、これを全国に普及させることにより、地域における発達障害者等支援の推進を図る。

② 事業内容

ア 推奨モデル都市の指定

推奨モデル都市の指定は、以下(ア)～(ウ)に掲げる全ての取組について実施しているか、又は、(ア)～(ウ)の事項のうち1つ以上をすでに実施、かつ、その他の取組についても今後実施計画を作成している市町村を対象とする。

なお、指定を受けた市町村は、これらの取組が他の市町村においても実施されるよう、事業実施に係る行程表や留意点等をまとめたマニュアル等を作成する。

(ア) 発達障害等に関する理解の浸透

- a 地域住民に対して、発達障害等に関する理解（発達障害が障害者自立支援法の対象に含まれることを含む。）を促す普及啓発活動を行っている。
- b 保健医療、福祉、保育、教育、労働等の各分野において、発達障害の支援に携わる者（以下「支援者」という。）に対して、発達障害に関する専門的な研修を実施している。

(イ) ライフステージを通じて情報共有を可能とする体制の整備

- a 個別支援ファイル等の情報共有ツールを開発し、保健医療、福祉、教育、労働等のライフステージを通じて、支援者が個人情報取扱いに留意しつつ、これを活用し、適切な支援を提供している。
- b M-CHATやPARS等の発達障害の特性を評価するアセスメントツールを導入し、継続的な評価に活用している。

(ウ) 専門的な相談支援体制の整備

発達障害者等やその家族に対する専門的な相談支援体制を整備している。

なお、当事者同士による相談（ピアカウンセリング）やペアレントメンターの活用、障害児を預かる施設等に対する巡回支援を行うなど、当事者に寄り添った取組の実施についても考慮するものとする。

イ その他のモデル事業の実施

推奨モデル都市は、アの(ア)～(ウ)の取組成果を踏まえ、その他の発達障害等に対するその他の先駆的かつ創意工夫のあるモデル事業を行うことが望ましい。

ウ 事業の評価

(ア) 評価・検討委員会の設置

推奨モデル都市の行う事業について、全国で普及できるように、第三者的な視点で評価し、マニュアル等を作成する「評価・検討委員会」を設置する。

(イ) 委員会の構成

保健医療、福祉、保育、教育、労働等の内部部局、学識経験者、当事者団体等から構成する。

4 留意事項等

支援手法の開発に当たっては、必要に応じて、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等において、その手法による支援を試行し、有効性の確認を行うこと。

5 個人情報の保護

事業に従事する者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、事業の実施主体である都道府県、市町村は、事業の全部又は一部を委託する場合においては、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

6 費用の支弁

費用の支弁は、次のとおりとする。

(1) 発達障害者支援試行事業

本事業に要する費用は、都道府県等が支弁するものとする。

(2) 発達障害者等支援都市システム事業

本事業に要する費用は、市町村が支弁するものとする。

7 経費の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。